

# 岩国市商業協同組合発行の「共通商品券」 をお持ちのお客様へ

～資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のお知らせ～

## 1 岩国市商業協同組合発行の「共通商品券」の利用終了について

これまで岩国市商業協同組合発行の共通商品券をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。当組合発行の共通商品券は、商品券事業廃止に伴い、平成25年11月30日(土)をもちましてご利用を終了させていただきます。未使用商品券をお持ちのお客様は利用終了日までにご利用いただきますようお願い申し上げます。

**ご利用終了日:平成25年11月30日(土)**

## 2 ご利用終了後の未使用の商品券の取扱いについて

上記ご利用終了日経過後の未使用商品券につきましては、「資金決済に関する法律」第20条第1項の規定に基づき、以下のとおり払戻しを実施させていただきます。お手数ではございますが、未使用の商品券をお持ちのお客様は、下記申出期間内に払戻しの手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

**払戻し申出期間:平成25年12月2日(月)～平成26年3月25日(火)**

※上記申出期間内にお申出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

### ■ 払戻しの対象となる商品券

岩国市商業協同組合発行の「共通商品券」 500円券・1,000円券

### ■ 申出場所

岩国市商業協同組合 事務局 (岩国市今津町1丁目7番18号)

申出窓口電話 0827-24-2121

受付時間:平日10時～16時まで (土・日・祝日及び年末12/30～年始1/3を除く)

※事前に上記事務局まで払戻し希望の旨、電話にてご連絡をお願いいたします。

### ■ 申出及び払戻し方法

#### ①未使用の商品券をご持参される場合

必ず事前に申出日時をお知らせいただき、事務局まで商品券をご持参ください。事務局設置の「払戻し申出書」に必要事項をご記入いただき、商品券の枚数・金額を確認の上、額面金額をその場で現金で払戻しいたします。(事前に連絡なくご持参された場合は当日中に対応できない場合があります)

#### ②諸事情により商品券をご持参できない場合

住所・氏名・電話番号・商品券の枚数・金額・振込先指定金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義(フリガナ)を明記した書面(書式自由)と商品券を同封し、上記事務局まで簡易書留にてご郵送ください。到着後、確認次第、ご負担頂いた郵送料を加えた金額をご指定の口座にお振込みいたします。

なお、郵送の場合は、払戻し期間の最終日当日(平成26年3月25日)消印のものまでが有効となります。

\*明記された個人情報、払戻し事柄以外に使用いたしません。

### ■ 払戻しができない商品券

- ① 使用済みの商品券
- ② 偽造または変造されている商品券
- ③ 破損により商品券番号の照会ができない商品券
- ④ 3分の1が滅失している商品券

「共通商品券」払戻しに関するお問い合わせ先・申出先

岩国市商業協同組合 事務局 電話 0827-24-2121 〒740-0017 岩国市今津町1丁目7-18

受付時間:平日10時～16時(土・日・祝日及び年末12/30～年始1/3を除く)